

【意見】 琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

布村近畿地方整備局長に淀川水系河川整備計画（原案）撤回を求める！
「住民参加」で社会資本整備河川審議会河川分科会へ差し戻しの審議を活性化しよう。

第3次淀川水系流域委員会は、長い休止期間を経て、昨年8月9日再開されました。平成13年2月に淀川水系流域委員会が設置され、透明性、客観性、住民参加の視点に立ってさまざまな工夫を行いながら、6年間にわたって議論を積み重ねてきました。淀川水系河川整備基本方針が確定し、近畿地方整備局は、河川整備計画（原案）なるものを提示し、流域委員会に対して急ぎ審議を進めるよう要請しています。委員会は今日まで精力的に審議を加速し河川管理者に「意見」「質問」等の提示し、審議をやってきました。宮本委員長や各委員の努力の末、「意見書（案）」を策定し、審議はやっと軌道に乗りつつあります。審議過程で国の意向を請けた「ためにする議論」～何らかの意図のために、あらかじめ結論を決め、都合のいい論拠を挙げているような議論。何らかの意図のためにあらかじめ結論を決め、都合のいい論拠だけを挙げているような批判。つまり「まず結論ありき。」が一部抵抗勢力（御用委員）委員からなされ、審議が長引くこともありました。1次、2次委員会は、自主的に運営され河川管理者と真摯なキャッチボールにより、「合意形成」がなされ貴重な数多くの資料が「提言、意見書」等が歴史的事実として存在しています。委員会の「原案」見直し、再提示要求は、審議を長期化するだけで経費（血税）のムダ使いあり、国の公共事業の構造的見直しに反することになり、納税者住民の意見を無視することになります。「淀川モデル」は、河川法の趣旨を実践するごく当たり前の活動であります。河川管理者の猛省を促します。